

保護者各位

蓮田市長 中野 和信
蓮田市教育委員会教育長 西山 通夫

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う学童保育所の対応について（第3報）
～臨時休業の延長に伴う学童保育所の対応～

日頃から、本市保育行政の推進につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校からのお知らせのとおり、蓮田市内の小学校の臨時休業期間が令和2年5月7日から引き続き5月31日まで延長されることとなりました。

つきましては、延長された小学校の臨時休業期間中、下記のとおり学童保育所を開所・運営いたします。

繰り返しのお願いになりますが、感染拡大を防ぐためには、人と人との接触を極力減らすことが有効とされておりますので、保護者の皆さまが休暇取得や在宅勤務の可能な場合は、学童保育所への登所の自粛をお願いいたします。大切なお子様やご家族の健康を守るため、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 登所自粛要請期間の延長について

(1) 登所自粛要請期間 令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで
⇒令和2年5月31日（日）まで

(2) 学童保育所の運営時間等

●令和2年5月7日（木）から令和2年5月9日（土）まで
通常の日保育時間（極力早めのお迎えをお願いいたします。）

●令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで
学童保育所は、正午から午後7時までに開所時間を変更します。
午前8時30分から正午までは小学校で受入れを実施します。

※どうしても8時30分以前の保育が必要な方は、各学童へご相談ください。

2. 学童保育を利用できる方

医療従事者及び社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方等（例えば、インフラ運営に関わる方、スーパー等の生活必需物資の小売に関わる方、警察等行政サービスに関わる方等）、また、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子どもで、家庭での保育が困難な方（詳細は各学童保育所でご確認ください。）

3. 登所自肅要請期間中の保育料の取扱い

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）までの学童保育料は、令和2年4月8日から引き続き、登所自肅にご協力いただく日数に応じて日割り計算により減免します。

実際の登所自肅日数を基に計算しますので、学童保育料は一旦お支払ください。学童保育料の減免決定後に還付します。学童保育料の減免の申請方法等につきましては、改めて通知いたします。おやつ代につきましては、指定管理者より別途ご連絡します。

なお、公立学童保育所以外を利用されている方につきましては、施設にお問合せください。

4. 育児休業からの復職予定で入所した方又は求職活動中の方について

- (1) 育児休業からの復職予定で入所した方 令和2年6月30日（火）までに職場復帰し復職証明書を提出することを継続利用の要件としていますが、復職証明書の提出期限を一律令和2年7月31日（金）に延長します。新しい期限までに復職し、復職証明書を保育課保育担当にご提出ください。
- (2) 求職活動中の方 求職活動を理由として保育所を利用できる期間を一律令和2年8月31日（月）に延長します。新しい期限までに就労を開始し、就労証明書を保育課保育担当にご提出ください。

5. 注意事項

- (1) 児童に発熱等（目安として37.5度以上の発熱）の症状や、倦怠感、呼吸器症状がある場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまでは、登所は控えていただきますようお願いいたします。
- (2) 利用児童や職員が罹患した場合や地域で感染の拡大している場合は、学童保育所を閉所する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 緊急事態宣言が延長される場合や緊急事態措置により学童保育所利用の一部制限が行われる場合等は、対応を変更することがあります。

【問い合わせ先】

蓮田市教育委員会 生涯学習部
保育課 保育担当 765-1715
(保育課直通)